

## 7 感染症等病気にかかわる人の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。特に、下記の病気については、より人権に配慮した対応が必要です。
- 平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。また、令和元（2019）年1月には、ハンセン病回復者の家族が受けた差別、偏見に対して、初めて国は責任を認め、家族に対する補償制度等が創設されました。しかし、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催などにより、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要です。
- 国内のHIV感染者及びエイズ患者の数は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常的生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により変わらない日常生活を営むことができるようになりつつあります。
- したがって、HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への偏見や差別を解消し、HIV感染者・エイズ患者を含む県民全体が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。
- 難病は、原因不明で治療法も未確立であり、経過が慢性的でその治療が非常に長期にわたることから、難病患者は日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく介護等の多くの負担を抱えており、難病患者及びその家族に大きな肉体的・精神的負担が生じています。
- また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって思うように就労できない場合もあり、難病患者やその家族の不安を解消していく

ため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターによる支援・相談体制の充実が必要です。

- 令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大により不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生し、時限条例の「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（以下、「クラスター対策条例」という。）により、コロナ感染症に関することを理由とした差別行為の禁止を規定しました。
- また、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者において「新型コロナウイルスに差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言」を行うとともに、県内3地区に「相談支援連絡会」を立ち上げ、4者が連携して相談者の支援を行うこととしました。
- クラスター対策条例によって行った人権問題に関する様々な取組は、新型コロナウイルス感染症に対する不安の解消と、誹謗中傷や差別的行為への対策に大きな役割を果たしており、令和3（2021）年4月に改正・施行した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」には新型コロナウイルス感染症に関する差別に限らず、全ての差別行為を禁止する規定を盛り込みました。
- さらに、新型コロナウイルス感染症対策本部によるインターネット上の誹謗中傷等のサーベイランスの実施や、全庁をあげて鳥取県庁シトラスリボンプロジェクトの実施、県新型コロナウイルス感染症対策本部やCM、ラジオ等の広報媒体を活用しあらゆる機会を捉え差別行為の禁止メッセージを発信しています。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、感染症等病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすため性に関する指導や健康教育等の充実を図るとともに、関係機関、団体等と連携しながら自己実現に向けた支援体制の充実に努めます。

社会教育では感染者・患者・回復者及びその家族等のプライバシーの権利が保障されて安定した日常生活を営むことができるよう、病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための教育の取組の充実に努めます。

かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習する機会を設け、「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年6月下旬に実施）を設定するとともに、希望する小中学校や高等学校の学習会に講師を派遣するなど、ハンセン病問題に対する県民の理解を促進します。

HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発を図るため、青少年、大人等の対象ごとに啓発を行っていくとともに、「世界エイズデー」（毎年12月1日）等の機会を中心に街頭キャンペーン、新聞等による広報を実施することで、感染者・患者への偏見や差別の解消に努めます。

### （2）相談支援体制の充実

医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、治療と日常生活との両立に向けた就労生活相談など多様な対応が求められており、国、県、市町村、医療機関等関係機関、学校現場、そして、患者へのサービスの向上を図ることを目的として県の設置する医療安全支援センター等がそれぞれ連携して一層体制を充実するとともに、相談窓口を周知することが必要です。

HIV・エイズについては、相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止、感染者・

患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施等、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターにおける支援の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症に関する相談については、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者が連携して相談者に寄り添った支援を行うほか、あらゆる病気に関する相談体制の充実を図ります。

### **(3) プライバシーに配慮した医療環境の整備**

患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されること（インフォームドコンセント）が非常に重要な原則となっており、医療機関、医療関係者の意識啓発を進めます。

また、主治医以外の医師による助言（セカンドオピニオン）に関する情報提供を行うことも重要です。

プライバシーの保護及び個人情報の流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底を図り、病気にかかっている人などの立場に即した医療・福祉サービス提供体制の整備を推進します。

### **(4) ハンセン病回復者等への支援**

ハンセン病回復者と県民の交流を通して、ハンセン病回復者の思いや願いをしっかりと受けとめ、名誉の回復や死没者の追悼に繋がる取組を進めていきます。

また入所者が故郷に気軽に里帰りできるよう経費の助成や里帰りが困難な入所者にふるさとの空気に触れていただくため郷土の伝統芸能団の派遣など、入所者の思いや願いに沿った取組を引き続き行います。

さらに、学習会や交流会等の開催などを通してハンセン病問題について県民全体の理解を深めていきます。

### **(5) HIV感染者、エイズ患者への支援**

感染者・患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施など、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

感染者・患者が安心して治療が受けられるよう、エイズ治療拠点病院等を中心に、治療に関わる医療提供体制の充実を図ります。

また、診療中の患者・感染者に不安症状がある時や医療機関や保健所で陽性告知を行う時などに、臨床心理士等のカウンセラーを派遣し、患者・感染者の心理ケアを実施します。

### **(6) 難病患者等への支援**

病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に設置された鳥取県難病医療連絡協議会と鳥取県難病相談・支援センター、さらに各保健所の協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行います。

また、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師など医療スタッフによる訪問指導、診療など適切な療養の提供に努めます。

さらに、ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活用具の給付など、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促します。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等への対応として、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者が連携して相談者に寄り添った対応を行います。さらに、インターネットの誹謗中傷等についてのサーベイランスの実施、市町村等と連携したモニタリングの実施とともに、インターネット掲示板の管理者への削除要請等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、コロナ感染者や関係先等への誹謗中傷を行わないことや、ワクチン接種をしていない方に対する差別的行為の禁止について、県新型コロナウイルス感染症対策本部等のあらゆる機会を捉えメッセージを発信していきます。